

新医第340号(業)
令和8年9月1日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長
堂 前 洋一郎

妊娠中に禁忌とされる薬剤に係る注意喚起ポスターの掲示等について

標記薬剤に係る注意喚起につきましては、令和8年4月28日付、新医第70号(業)を以て依頼したところですが、同様の事案や薬剤による健康被害を未然に防ぐためには、妊娠中の方から妊娠していることを医師・薬剤師に伝えることの重要性を知っていただくことが重要であることから、別添のとおり新潟県薬剤師会、新潟産科婦人科学会、新潟県産婦人科医会及び本会の連名により、来院者向けの注意喚起ポスターを作成しました。

妊娠中には一部の薬剤が禁忌となりますが、適切に使用できる薬剤は多数ありますので、患者から相談を受けた際には、必要以上に不安を与えることのないようご説明をお願いしたいほか、妊娠中の方は特定の医療機関に受診するとは限らないことから、妊娠中や妊娠の可能性がある場合には、その旨を医師・薬剤師に伝えていただくようお声がけをお願いしたいと存じます。

つきましては、ご繁忙のところ恐縮に存じますが、貴会関係医療機関に対してポスターの院内への掲示など、妊婦等への注意喚起につきまして、会員からの協力が得られますよう貴職のご高配をお願いいたします。

なお、本件につきましては、新潟県薬剤師会より県内の保険薬局に対して依頼されるほか、病院へは新潟県病院協会を通じて依頼される予定です。

妊娠中または妊娠の可能性がある方へ

赤ちゃんに影響する薬があります。



妊娠が分かったら、
使用中のお薬について、
医師・薬剤師に**必ず**お伝えください。



一部の高血圧の薬など、
妊娠中は服用を
避ける薬があります。



多くの薬は
妊娠中でも使用
できますので、
自己判断で中止せず、
ご相談ください。



薬に関するご不安や
ご質問は、医師・
薬剤師へお気軽に
ご相談ください。